

岩内町指定給水装置工事事業者 各位

岩内町水道事業

水道法の一部改正に伴う  
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、岩内町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、上下水道課より事前に郵送にて通知します。

岩内町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日まで

2 申請時に必要な提出書類（水道法第25条の2を準用）

- (1) 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

3 岩内町が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新制度に関するお問い合わせ先

岩内町建設水道部上下水道課（事務担当）

電話 0135-67-7093（直通）

FAX 0135-67-7103

E-MAIL [suido@town.iwanai.lg.jp](mailto:suido@town.iwanai.lg.jp)

**※更新が必要となる事業者様には個別に必要な書類を郵送いたします。**